

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱

目次

第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	E P A介護福祉士候補者受入事業（第4条—第6条）
第3章	技能実習生等介護人材受入事業（第7条—第9条）
第4章	交付の手続（第10条—第15条）
第5章	雑則（第16条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業者が負担する外国人介護人材の受入に係る初期費用について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱に基づき船橋市外国人介護人材受入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業所における外国人介護人材の雇用を促進し、将来的に広く外国人介護人材を受け入れる際の体制整備を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所若しくは法第5条第11項に規定する障害者支援施設であって市内に所在するもの又は本市の施設等（以下「事業所」という。）を運営する者をいう。
- (2) 国際厚生事業団 公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）をいう。
- (3) E P A介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する外国人介護福祉士候補者をいう。
- (4) 求人申込年度 障害福祉サービス事業者がE P A介護福祉士候補者の採用のために国際厚生事業団に対して求人登録申請を行う年度をいう。
- (5) 受入れ年度 E P A介護福祉士候補者が障害福祉サービス事業者と締結する雇用契約における雇用期間の初日を含む年度をいう。
- (6) 受入れ調整機関 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平

成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。) 第 2 条第 10 項に規定する監理団体、出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。) 第 19 条の 2 第 1 項に規定する登録支援機関及び厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得た事業者をいう。

- (7) 技能実習生等介護人材 補助金の申請日において、技能実習法第 2 条に定める「技能実習生」として、又は入管法別表第 1 に定める在留資格「特定技能」若しくは「介護」をもって在留する外国人をいう。

(補助金の区分)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、市長は以下の各号に掲げる事業に対し補助金を交付する。

- (1) E P A 介護福祉士候補者受入事業
- (2) 技能実習生等介護人材受入事業

第 2 章 E P A 介護福祉士候補者受入事業

(補助対象者)

第 4 条 E P A 介護福祉士候補者受入事業の補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する障害福祉サービス事業者とする。ただし、第 3 号に掲げる要件にあっては、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助を受けようとする E P A 介護福祉士候補者 (以下この章において「対象人材」という。) について、過去にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。ただし、第 5 条第 2 項に掲げる区分が異なる場合は、この限りでない。
- (2) 他の公的な制度により、対象人材の受入に係る経費に対する助成等を受けていないこと。
- (3) 船橋市税に滞納が無いこと。

(補助対象経費等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費 (以下この章において「対象経費」という。) は、障害福祉サービス事業者が対象人材の受入を行う際に要する初期費用 (対象人材が事業所において就労を開始するまでに要する費用をいう。) のうち、次に掲げる費用であって、国際厚生事業団又は日本語研修機関に対し支払うもの (国際厚生事業団を通し、インドネシア移民労働者保護庁 (B P 2 M I)、フィリピン移住労働者省 (DMW) 及びベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局 (D O L A B) (以下この章において「送り出し調整機関」という。) 等に支払う費用を含む。) とする。

- (1) 求人申込手数料
- (2) 現地合同説明会参加に係る一部負担金

- (3) あっせん手数料
- (4) 滞在管理費（対象人材の入国初年度に係るものに限る。）
- (5) 送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金
- (6) 介護導入研修に係る費用
- (7) 日本語研修の一部負担金
- (8) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

2 補助金は、次の各号に掲げる区分ごとに要した対象経費について、当該各号に定める場合に該当するとき交付する。

- (1) 求人申込年度 補助金の申請日の属する前年度の4月1日以降に対象人材とのマッチングが成立した場合
- (2) 受入れ年度 対象人材が、補助金の申請日の属する前年度の4月1日以降に就労を開始し、補助金の申請日時時点で、介護職員として事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に4か月以上就業している場合（EPA介護福祉士候補者の事由により同期間を満たさない場合であって、市長が認めるときを含む。）

3 対象経費のうち、補助金算出の基準とする額の上限は、前項各号に掲げる条件を満たし交付する交付額の合計で、EPA介護福祉士候補者1人当たり100万円とする。

（補助金の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、補助金算出の基準とする額に係る実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第3章 技能実習生等介護人材受入事業

（補助対象者）

第7条 技能実習生等介護人材受入事業の補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する障害福祉サービス事業者とする。ただし、第1号及び第4号に掲げる要件にあつては、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれの要件も満たした技能実習生等介護人材を直接雇用していること。
 - ア 障害福祉サービス事業者と締結する雇用契約における雇用期間の初日が、補助金の申請日の属する前年度の4月1日以降であること。
 - イ 従事している事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (2) 補助を受けようとする技能実習生等介護人材（以下この章において「対象人材」という。）について、過去にこの要綱により補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 他の公的な制度により、対象人材の受入れに係る経費に対する助成を受けていないこと。

(4) 船橋市税に滞納が無いこと。

(補助対象経費等)

第8条 補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「対象経費」という。）は、障害福祉サービス事業者が対象人材の受入れを行う際に要する初期費用（対象人材が事業所において就労を開始するまでに要する費用をいう。）のうち、次に掲げる費用であって、受入れ調整機関等に対し支払うものとする。

- (1) 職業紹介費（受入れ調整機関を通し送り出し調整機関等に支払う費用を含む。）
- (2) 入国に係る渡航費
- (3) 入国前研修に係る費用
- (4) 在留資格申請書類作成に係る費用（収入印紙代及び入国管理局申請取次ぎ費用を含む。）
- (5) 技能実習計画認定申請手数料（技能実習生として在留する対象人材の受入れに係るものに限る。）
- (6) 入国後研修費
- (7) 講習手当（技能実習生として在留する対象人材の受入れに係るものに限る。）
- (8) 入国後送迎費
- (9) 健康診断に係る費用
- (10) 保険料
- (11) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

2 補助金は、対象人材が、補助金の申請日時時点で、介護職員として事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に4か月以上就業している場合に交付する。

3 対象経費のうち、補助金算出の基準とする額の上限は、技能実習生等介護人材1人当たり100万円とする。

(補助金の算定方法)

第9条 補助金の交付額は、補助金算出の基準とする額に係る実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第4章 交付の手続

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、別表の左欄に掲げる対象事業ごとに右欄に掲げる関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 申請者が同一年度内に申請できる補助金に係るEPA介護福祉士候補者及び技能実習生等介護人材（以下この章において「対象人材」という。）の数の上限は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める。

(1) 第5条第2項第1号 2人

(2) 第5条第2項第2号及び第8条第2項 2人

3 申請者は、第1項の規定により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（交付時期）

第14条 補助金は、第11条に規定する交付決定後に交付する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、EPA介護福祉士候補者受入事業又は技能実習生等介護人材受入事業（以下「補助事業」という。）完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合は、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

第5章 雑則

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年1月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和7年1月6日付で廃止された船橋市障害者施設等 EPA 介護福祉士候補者受入事業費補助金要綱に基づく補助金の補助実績がある障害福祉サービス事業者においては、EPA 介護福祉士候補者受入事業のみ申請する場合に限り、第10条第2項第1号及び第2号に定める同一年度内に申請できる補助対象人数の上限に関する規定は、それぞれ「4人」と読み替えるものとする。
- 3 令和6年度におけるEPA介護福祉士候補者受入事業の補助対象経費等についての第5条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同号中「補助金の申請日の属する年度の前年度の4月1日以降」とあるのは、「令和6年4月1日以降」とする。
- 4 令和6年度における技能実習生等介護人材受入事業の補助対象者についての第7条第1号アの規定の適用については、同号ア中「補助金の申請日の属する年度の前年度の4月1日以降」とあるのは、「令和6年4月1日以降」とする。

別表（第10条関係）

対象事業	関係書類
E P A介護福祉士候補者受入事業（求人申込年度に係る申請に限る）	ア 領収証その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し イ 補助対象経費の額の内訳がわかる書類（明細書等）の写し ウ 船橋市税を滞納していないことを証する書類 エ マッチングが成立したことを確認できる書類 オ その他市長が必要と認める書類
E P A介護福祉士候補者受入事業（受入れ年度に係る申請に限る）	ア 領収証その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し イ 補助対象経費の額の内訳がわかる書類（明細書等）の写し ウ 船橋市税を滞納していないことを証する書類 エ E P A介護福祉士候補者の雇用を証する書類の写し オ E P A介護福祉士候補者の在留カードの写し カ ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書又は外国人雇用状況の届出書の写し キ その他市長が必要と認める書類
技能実習生等介護人材受入事業	ア 技能実習生等介護人材の雇用を証する書類の写し イ 技能実習生等介護人材の在留カードの写し ウ ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書又は外国人雇用状況の届出書の写し エ 領収証その他の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し オ 補助対象経費の額の内訳がわかる書類（明細書等）の写し カ 技能実習生等介護人材を雇用する際に受入れ調整機関が関与した場合、受入れ調整機関と交わした契約書等の写し キ 船橋市税を滞納していないことを証する書類 ク その他市長が必要と認める書類

(第1号様式)

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象事業（該当する番号すべてに○）

（1）EPA介護福祉士候補者受入事業（求人申込年度）

（2）EPA介護福祉士候補者受入事業（受入れ年度）

（3）技能実習生等介護人材受入事業

2 申請対象人数

対象事業（1）の申請対象人数

申請対象人数 _____ 人

対象事業（2）及び（3）の申請対象人数

申請対象人数 _____ 人

3 交付申請額 金 _____ 円

「(別紙) 船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金支出済額内訳書」
に記載した交付申請額（C）の合計を記載

4 添付書類

（1）支出済額内訳書（別紙）

補助を受けようとするEPA介護福祉士候補者及び技能実習生等介護人材（以下「対象人材」という。）1人につき1枚提出

（2）その他添付書類

要綱別表に掲げる関係書類を添付

(別紙) 対象事業 (1)・(2) E P A介護福祉士候補者受入事業 (求人申込年度・受入れ年度)

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金支出済額内訳書

事業者名

対象となる外国人 介護人材の氏名		対象事業 (該当する 番号に○)	(1) 求人申込年度 (2) 受入れ年度
就労する事業所名		サービス の種類	
受入れを行う 事業所の所在地	船橋市	雇用開始日	年 月 日
支 払 区 分	補助対象経費支出済額 (※)	額の内訳がわかる明細書等の名称	
求人申込手数料 現地合同説明会参加に係る一部負担金 あっせん手数料 滞在管理費 (E P A介護福祉士候補者の 入国初年度に係るものに限る。) 送り出し調整機関に対する手数料及び 送り出し国の健康診断実施機関への支 払い金 介護導入研修に係る費用 日本語研修の一部負担金	円		
合 計 (ア)	円		

※ 対象事業 (1)・(2) の対象となる E P A介護福祉士候補者が複数人存在し、支払金額が切り分けできない場合は、対象人数で按分して記載すること。

補助対象外経費 (イ)	受入れ調整機関に支払った経費 (領収書等に記載の金額と一致) (ア+イ)
円	円

対象経費支出済額 (A) (アと同額)	基準額 (B) (Aと100万円を比較して低い方の額) (※)	交付申請額 (C) (B×1/2ただし千円未満 の端数切捨て)
円	円	円

※ 対象事業 (2) に係る交付申請において、過去に受けた対象事業 (1) による補助基準額との合計が100万円を超える場合は、「100万円－(対象事業 (1) の補助基準額)」とする。

上記の積算額は、(税込額 ・ 税抜額) である。

(別紙) 対象事業（３）技能実習生等介護人材受入事業

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金支出済額内訳書

事業者名

対象となる外国人 介護人材の氏名		在留資格	
就労する事業所名		サービス の種類	
受入れを行う 事業所の所在地	船橋市	雇用開始日	年 月 日
支 払 区 分	補助対象経費支出済額（※）	額の内訳がわかる明細書等の名称	
職業紹介費	円		
入国に係る渡航費			
入国前研修			
在留資格申請書類作成に係る費用			
技能実習計画認定申請手数料 （技能実習生に係るものに限る。）			
入国後研修費			
講習手当 （技能実習生に係るものに限る。）			
入国後送迎費			
健康診断に係る費用			
保険料			
合 計（ア）	円		

※ 対象事業（３）の対象となる技能実習生等介護人材が複数人存在し、支払金額が切り分けできない場合は、対象人数で按分して記載すること。

補助対象外経費 （イ）	受入れ調整機関等に支払った経費 （領収書等に記載の金額と一致）（ア＋イ）
円	円

対象経費支出済額 （Ａ）（アと同額）	基準額 （Ｂ）（Ａと１００万円を比較して低い方の額）	交付申請額 （Ｃ）（Ｂ×１／２ただし千円未満の端数切捨て）
円	円	円

上記の積算額は、（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

(第2号様式)

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

様

船橋市長



年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

交付申請額	
交付決定額	円
補助金を交付しない 又は減額する場合の 理由	

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(第3号様式)

船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度船橋市障害福祉
分野における外国人介護人材受入促進事業補助金について、船橋市障害福祉分野における
外国人介護人材受入促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて次
のとおり報告します。

1. 補助金交付確定額

円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市障害福祉分野における外国人介護人材受入促進
事業補助金に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

円

※0円の場合はその理由について✓を入れること

- ☐消費税の申告義務がない
- ☐簡易課税方式による申告を行っている
- ☐消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- ☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入
割合が5%を超える事業者は添付不要。）

- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり